一　登録船舶職員養成実施機関の名称　青森県立八戸水産高等学校
　(一)　代表者の氏名
　　(変更前)　江幡　義彦
　　(変更後)　久慈　恵司
　(二)　変更年月日　平成二十六年四月一日
二　登録船舶職員養成実施機関の名称　宮城県水産高等学校
　(一)　代表者の氏名
　　(変更前)　大野　信之
　　(変更後)　亀山　勉
　(二)　変更年月日　平成二十六年四月一日
三　登録船舶職員養成実施機関の名称　海上保安大学校
　(一)　代表者の氏名
　　(変更前)　眞嶋　洋
　　(変更後)　菊井　大蔵
　(二)　変更年月日　平成二十六年四月一日

登録海技免許講習の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の五の規定に基づき、次の登録海技免許講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十五第二号の規定により、公示する。

平成二十六年七月二十三日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　登録海技免許講習実施機関の名称　青森県立八戸水産高等学校
　(一)　代表者の氏名
　　(変更前)　江幡　義彦
　　(変更後)　久慈　恵司
　(二)　変更年月日　平成二十六年四月一日
二　登録海技免許講習実施機関の名称　宮城県水産高等学校
　(一)　代表者の氏名
　　(変更前)　大野　信之
　　(変更後)　亀山　勉
　(二)　変更年月日　平成二十六年四月一日
三　登録海技免許講習実施機関の名称　海上保安大学校
　(一)　代表者の氏名
　　(変更前)　眞嶋　洋
　　(変更後)　菊井　大蔵
　(二)　変更年月日　平成二十六年四月一日

登録操縦免許証更新講習の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の三十において準用する第十七条の五の規定により次の登録操縦免許証更新講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同法第二十三条の三十において準用する第十七条の十五第一号の規定により、公示する。

平成二十六年七月二十三日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　登録操縦免許証更新講習実施機関の名称　鞘脇　英夫
　(一)　代表者の氏名
　　(変更前)　鞘脇　英夫
　　(変更後)　石松　正晴
　(二)　変更年月日　平成二十六年六月一日

登録操縦免許証失効再交付講習の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第八十四条の四において準用する第四条の十の規定により次の登録操縦免許証失効再交付講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同規則第八十四条の四において準用する第四条の二十一第一号の規定により、公示する。

平成二十六年七月二十三日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　登録操縦免許証失効再交付講習実施機関の名称　鞘脇　英夫
　(一)　代表者の氏名
　　(変更前)　鞘脇　英夫
　　(変更後)　石松　正晴
　(二)　変更年月日　平成二十六年六月一日

公　告

諸　事　項

被疑者補償裁定要旨

平成26年4月30日　福岡地方検察庁

下記の者は、暴力行為等処罰に関する法律違反被疑事件について罪を犯さなかったと認められるので、7日間の拘束に対し、補償金87,500円を交付する。

（氏名）影山　正信

（住所）福岡市早良区飯倉五丁目15番24号

割賦販売法に基づく同法第35条の３の61の許可を受けた者の営業廃止に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の61の許可を受けた者から、法第35条の３の62において準用する法第26条第１項の規定による営業廃止の届出があったので、法第35条の３の62において準用する法第26条第２項において準用する法第24条の規定に基づき、次のとおり公示します。

平成26年7月23日

経済産業大臣　茂木　敏充

名　称	本店の所在地	許可番号	営業廃止年月日
有限会社しまね友の会	島根県出雲市平田町7552番地	友第6039号	平成26年６月24日

割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の61の許可を受けた者は、前払式特定取引の営業を廃止し、法第35条の３の62において準用する法第27条第１項第４号に該当することとなったので、割賦販売法施行令（昭和36年政令第341号）第10条第１項の規定に基づき、次のとおり公示します。

平成26年７月23日

中国経済産業局長　若井　英二

次表に掲げる者が供託した営業保証金及び前受業務保証金について、法第35条の３の62において準用する法第21条第１項の権利を有する者は、平成26年９月22日までに許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則（昭和36年法務省・通商産業省令第１号）第３条の規定に基づき、次の様式による申出書に還付を受ける権利を有することを証する書面を添えて下記あて提出してください。

なお、平成26年９月22日までに申出書の提出をしない者は、本公示に係る営業保証金及び前受業務保証金についての権利の実行の手続きから除斥されます。

名　称	本店の所在地	営業廃止年月日
有限会社しまね友の会	島根県出雲市平田町7552番地	平成26年６月24日

記

あて先　〒730－8531　広島県広島市中区上八丁堀６－30　広島合同庁舎３号館
中国経済産業局産業部消費経済課
電話　082－224－5671　直通

様式

申　出　書

中国経済産業局長　殿

住　所
氏　名（名称及び代表者の氏名）　印

割賦販売法施行令第10条第１項の規定により、下記のとおり債権の申出をします。

記

1　債務者の名称及び住所
2　債権額
3　債権発生の原因たる事実

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。